

平成 2 1 年度

**第 2 回杉並区まちづくり景観審議会
議 事 録**

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水)

議 事 録

会議名	平成21年度第2回杉並区まちづくり景観審議会		
日時	平成21(2009)年10月21日(水)午後3時~午後4時15分		
出席者	委員	学識経験者	高見澤、倉田、鈴木、河野、田邊
		区民委員	大倉、樋口、松本
	説明者(区)	都市整備部	都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、調整担当課長、拠点整備担当課長
傍聴者	申請	2名	
	結果	2名	
配布資料	<p>平成21年度第2回まちづくり景観審議会次第 配布資料一覧 第2回まちづくり景観審議会席次表 杉並区まちづくり条例施行規則(10月1日施行) (総合資料8) 杉並区まちづくり助成要綱 (総合資料11) 杉並区まちづくりコンサルタント派遣要綱 (総合資料12) 杉並区まちづくり協議会認定制度について (まちづくり景観審議会資料1) 杉並区まちづくり支援制度について (まちづくり景観審議会資料2) 杉並区認定まちづくり協議会資料(まちづくり景観審議会資料3) 杉並区認定まちづくり協議会活動エリア図 (まちづくり景観審議会資料4) まちづくり協議会認定申請書及び関係書類 (まちづくり景観審議会資料5) 第10回杉並区「まち」デザイン賞の募集について (まちづくり景観審議会資料6)</p>		
議事次第	<p>1 芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」の認定申請について (1)まちづくり協議会の認定制度について(説明) (2)「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」の認定について(審議) 2 第10回杉並区「まち」デザイン賞の募集について(報告)</p>		

発言者	発言内容
-----	------

まちづくり推進課長 では、定刻になりましたので、第2回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

 本日のまちづくり景観審議会につきましては、委員と委員から所用のため欠席をする旨のご連絡をいただいております。したがって、まちづくり景観審議会委員10名のうち8名の方が出席が予定されて

います。委員は5分ほどおくれてまいりますので、よろしくお願いいたします。よって、第2回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立してございます。

会長 それでは、改めまして、第2回杉並区まちづくり景観審議会の開催をいたします。

それでは、事務的に最初のご報告をまちづくり推進課長からお願いいたします。

まちづくり推進課長 本審議会での委員の皆様の座席順を決めていただきたいと思います。

前は専門部会の方と一緒に席次でございましたが、改めて初めてのまちづくり景観審議会ということで、単独の開催でございますので、よろしくお願いいたします。

会長 そういふことでよろしゅうございましょうか。今座っている場所ということで。毎回かわってもいいような気もしますが、それはそれとして。では、よろしくお願いいたします。

傍聴の確認を最初にいたしたいと思います。

まちづくり推進課長 本日は、様ほか1名、合計2名の方から傍聴の申し出がございましたので、ご報告をいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、これから事務局のほうから今日の議題をご説明願います。

まちづくり推進課長 本日の議題は2件ございます。

1件目は、杉並区まちづくり条例第14条第2項の規定に基づき申請のございました「まちづくり協議会の認定について」でございます。

もう1件は、「第10回杉並区『まち』デザイン賞の募集について」の報告でございます。

資料は、お手元の「配布資料一覧」の内容となっております。説明に入ります前に、ご確認をお願いしたいと思います。過不足はございませんでしょうか。

それから、資料の最後でございますが、本年の10月1日付で杉並区まちづくり条例施行規則の一部改正を行いましたので、最新のまちづくり条例施行規則が最後についてございます。条文が記載してございます。こちらは、前回お配りいたしました総合資料の8に添付したものでございますので、総合資料8に添付してございますまちづくり条例施行規則

の差しかえをお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

総合資料 8 というのは、我々は持って帰ったんですか。それともこの箱に入っているんですか。

まちづくり推進課長 お持ち帰りになった方とここに入っている方と、それぞれでございます。本日の審議に入る前に、まちづくり協議会の認定の制度についてご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まちづくり協議会の認定制度についてご説明を申し上げます。

今日お配りしました資料の中で、右上のほうに「まちづくり景観審議会資料 1」という付番をしてございます「杉並区まちづくり協議会認定制度について」をごらんいただければと思います。次第、あるいは要綱などの後についてございます。

まちづくり条例に基づくまちづくり協議会認定制度でございます。

まず、根拠でございますけれども、杉並区まちづくり条例の 14 条から 16 条に規定がございまして、資料の(1)の市街地整備型まちづくり協議会の規定が第 14 条でございます。条文が記載してございますが、市街地整備型のまちづくり協議会ということで、市街地整備あるいは都市環境の向上のために、まちづくりルールの登録やまちづくり構想の提案をすることを目的にまちづくりを行っている団体でございます。まちづくり条例の施行規則で定めます要件に該当するものを、こちらのまちづくり景観審議会のご意見をお聞きした上で、区長が市街地整備型まちづくり協議会として認定をすることができるということで、まちづくり条例のほうに定まっているものでございます。本日は、この市街地整備型まちづくり協議会の認定についてご審議をいただくものでございます。

そのほか、資料の(2)で地区指定型まちづくり協議会ということで、まちづくりの推進地区でのまちづくりを行う協議会、あるいは(3)でテーマ型のまちづくり協議会として、特定の分野に取り組むまちづくり協議会というのがまちづくり条例上は規定をされているものでございます。

このような規定の中で、今回は市街地整備型のまちづくり協議会ということでご審議をいただくわけですが、下のほうに、2 といまして

認定基準をお示ししてございます。こちらは、市街地整備型、あるいは地区指定型の要件で、まちづくり条例施行規則の第7条で示しているものでございます。

要件は、団体の活動が区のまちづくり基本方針などに照らして適当であること、あるいは、今回ご申請をいただく団体の活動区域内において、ほかに認定をされている団体がいないかどうかということ、裏面に参りまして、活動区域に一体性があること、活動区域の面積が5,000平方メートル以上であること、5番目といたしまして、区域内に居住する者、事業を営む者、土地・建築物等について権利を有する者が10名以上いること、そして、おおむね活動区域内全体からの居住者等の参加があること。そして、規約がございまして、役員、会計及び団体に属していない居住者等の当該団体への加入の機会を保障する旨の規定が規約にあること、そして、団体の活動目的、内容について、その団体に属していない居住者等に対して、説明や意見の聴取を行っていることなどが基準になってございます。

以上のような点を本日も考慮していただきながら、後ほどご説明を申し上げます認定の審議の際に参考にしていただければと思います。

また、その下の(2)で、テーマ型まちづくり協議会の要件ということで、第12条の規定は記載のとおりでございます。

いずれも、先ほども申し上げました総合資料8で条例の条文などを前回お配りしてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

そして、3番目でございますが、認定まちづくり協議会の支援制度についてでございます。今回、認定のご審議をしていただいて、認定をする運びになりますと、認定をした後に区のほうから団体に対して助成などの支援をすることになります。

まず、まちづくり助成制度ということで、年間20万円の限度で、3年間の助成金を助成するという制度がございます。

また、2番目といたしまして、まちづくりの専門家でありますコンサルタントの方を区のほうから年間15時間、やはり3年間にわたって派遣をして支援するという制度を準備してございます。

最後に、4番目でございます。まちづくり協議会の認定の状況でございますが、現在のところ、これまでの認定経過で5団体でございます。

では、先ほどの支援制度と認定の状況について、別の資料をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。

次の資料2、A4の横型の「杉並区まちづくり支援制度について」をごらんいただければと思います。これは現在、区のほうでまちづくりの団体の方々に支援をする制度をまとめたものでございますが、びぎなーコース、すてっぷコース、じゃんぷコースということで、まちづくりに取り組む段階に応じて支援をさせていただいてございますが、今回、認定のまちづくり協議会ということになりますと、中央のじゃんぷコースということでご支援をすることになります。

また、コンサルタントの派遣ということで、活動助成以外にコンサルタントの派遣制度も別途ご用意してございます。今回、認定をされますと、先ほどの20万円の支援とコンサルタントの派遣、セットでご支援をするという制度になってございます。

支援制度については以上でございます。

それから、認定まちづくり協議会の状況でございますが、こちらは資料3をごらんいただければと思います。これまで「成田西3丁目町づくりの会」、成田西3丁目を中心に活動されている方々ですが、この団体ほか、記載のとおり4団体について区から認定を受けて活動を続けていただいているところでございます。久我山、桜上水、下高井戸、富士見丘というような地域でございます。

こちらの活動地域をお示ししたのが資料4でございます。A3の「活動エリア図」をご用意してございます。それぞれ活動エリアにつきましては小ささまざまでございますが、記載のとおり、色分けをしたところが活動エリアということで、まちづくりをしているところでございます。本日は、一番南側の芦花公園駅の周辺で、「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」の対象エリアでの協議会のご審議をいただくものでございます。

まちづくり協議会の認定制度については、私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、具体的な件に入る前に、今の制度の説明について何かご質問ございませうか。

では、具体的なものをまた質疑する中で、制度そのもののこともあれば戻っていただくとして、今日の議題のほうをご説明願えますか。

まちづくり推進課長 では、本日のまちづくり協議会の認定に関してでございます。

今日は、まちづくり協議会の認定の資料をまずお配りしてございますけれども、委員の方々には会員の名簿を配付させていただいております。一方で、傍聴の方には、個人情報の問題で会員名簿の閲覧等にはできませんので、ご了承願いたいと思います。

会 長 我々もちょっと取り扱いに気がつけたほうがよいということですね。どうぞよろしく申し上げます。

まちづくり推進課長 それから、今回の申請でございますが、「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」の認定申請が提出されてございます。これに伴いまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いしたいと存じます。

申請書類につきましては資料5のとおりで、先ほどもご説明申し上げました杉並区まちづくり条例施行規則第8条に規定されております要件につきましてはすべて満たしてございます。

また、活動地域の面積でございますが、杉並区の区域は9万平方メートルで、同施行規則第7条の4号に規定されてございます5千平方メートル以上の要件は満たしてございます。また、活動地域といたしまして、世田谷区側がございまして、世田谷区側は46万平方メートルということで、世田谷区との一体なまちづくり協議会という予定でございます。

申請内容につきましては申請者の方からご説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会 長 それでは、協議会の方から直接お話を伺います。大変ご苦労さまでございましたけれども、よろしくご説明のほどをお願いいたします。

申 請 者 ただいまご紹介ございました「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」の代表として、今日この会議に出席させていただきますと申します。よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。協議会の活動の概要については、申請書に記したとおりでございます。協議会を立ち上げた経緯も含めて説明いたします。

私たちが住んでいる上高井戸1丁目は杉並区の南端にあり、世田谷区に囲まれたところに位置しています。普段利用している芦花公園駅は区境にあります。駅の北側にある商店街は、西側が世田谷区、東側が杉並区となっています。芦花公園駅がある京王線では、連続立体交差事業が代田橋

から八幡山の区間については動き始めていますが、芦花公園駅はその範囲に入っていません。駅の隣の踏切は、朝夕は開かずの踏切です。立体化され、開かずの踏切を解消していくために、私たち住民の声が重要だと聞いています。将来、芦花公園駅が立体化されると、まちは大きく変わると思います。

そこで、将来のまちづくりに向けて、世田谷区の呼びかけにより、お隣の世田谷区の町会、自治会、商店会の関係者が中心となり、平成 19 年 4 月からまちづくり勉強会を始めています。さらに、平成 20 年 4 月にまちづくり懇談会を発足させ、まち歩きや駅周辺の路上禁煙の検討などに取り組んできました。

このころ、私たち杉並区の住民はまだ参加しておりませんでした。まちづくり懇談会から区界に位置する駅周辺のまちづくりを一緒に考えていこうと声をかけられたのは今年に入ってからです。そして、4 月から本格的に議論に加わり、両区の住民が一緒になって、平成 21 年 8 月 8 日に「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」を正式に発足しました。両区合わせて 6,000 世帯にチラシを配布し、結果、70 名の会員が集まりました。そのうち杉並区民は 12 名です。両区合わせて 6,000 世帯のうち約 1,000 世帯が杉並区なので、比率としては同等です。

私たち杉並区の住民は参加し始めたばかりで、まちづくりと言われても、最初はぴんときませんでした。先日、協議会の勉強会があり、まちづくり協議会や計画について両区の職員から説明を受けましたが、正直、まだ何をしていくのかわからないこともたくさんあります。先ほどお話ししたように、京王線の立体化が進むと、まちの環境が大きく変わることが予想されます。私たちが住んでいる芦花公園駅周辺のまちを安全で快適にしていくなめにはどうするのか、私たち住民が考えていく必要があると思っています。まだ活動を始めたばかりで、まちづくりの方向性はわかりませんが、協議会のメンバーでいろいろな意見を出し合いながら考えていきたいと思っています。

繰り返しになりますが、芦花公園駅周辺のまちづくりは私たち杉並区の住民だけで進めていくことはできません。一方、世田谷区だけにお任せもできません。両区の住民が一緒に考え、行動していくことが不可欠だと思っています。さらに、私たち住民だけでもできません。杉並区、世田谷

区の両区役所の協力や支援が不可欠です。具体的な時期は未定ですが、私たちが描くまちの将来像を杉並区、世田谷区の両区に提案したいと考えています。どのように描けるかはわかりませんが、協議会として認定していただき、まちづくりの支援をお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わりますが、ぜひ協議会の認定をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。

ご質疑に入る前に、区のほうから何か追加すべきことがあったら、ご発言をよろしくお願いします。

拠点整備担当課長 駅周辺のまちづくりを支援しております拠点整備担当課から補足の説明をさせていただきます。 さんの話と少し重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

現在、京王線沿線のまちづくりについては、世田谷区とともに連携してまちづくりの支援をしているところでございます。具体的な動きといたしましては、平成 20 年 4 月に下高井戸のまちづくり協議会に杉並区の方々も加わりまして、杉並区まちづくり条例に基づき、協議会の認定のご審議をしていただきました。また、桜上水の協議会については、平成 20 年 6 月に世田谷区の方々、杉並区の方々と一緒にまちづくり協議会が設立されまして、その後、下高井戸と同じように協議会の認定のご審議をしていただきました。今回は、今年の 8 月に、下高井戸、桜上水と同じように芦花公園の街づくり協議会が設立されましたので、協議会の認定のご審議をお願いしているものでございます。

芦花公園駅周辺地区街づくり協議会の主な活動でございますが、平成 19 年 4 月に街づくり勉強会が発足いたしまして、1 年間活動を続けられ、通算で 7 回、勉強会を開催したと聞いております。平成 20 年 4 月には、この勉強会がまちづくり懇談会と活動が一步進みまして、平成 21 年の 4 月まで、おおよそ 1 年半以上にわたる活動を続けられまして、会としては 17 回開催されたと聞いております。

そして、これらの活動実績を踏まえまして、平成 21 年 8 月に杉並区の方々と世田谷区の方々が一緒になって街づくり協議会が設立されたということでございます。区といたしましては、協議会がこれから検討を進めますまちづくり構想を大いに期待していますし、まちづくり構想の提案を協

議会からいただきましたら、区としても京王線沿線のまちづくりを世田谷区とともに積極的に進めていきたいと考えております。私からは以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、協議会の代表の方と区のご担当からのご説明を踏まえて、ご質疑をよろしくお願いたします。

委員 この協議会に指定というか、認定というか、ちょっとわかりませんが、成果品に対する義務、例えば報告義務とか、どんなものがあるんですか。むしろ区のほうにお聞きしたほうがいいと思います。この協議会として認定された際に予算は 20 万円ずつもらえるわけですよね。その辺の何か活動報告をすることが義務なのか、あるいは「毎年 1 回報告書をつくりなさい。」みたいなことがあるのか、そんなことです。

まちづくり推進課長 杉並区まちづくり条例施行規則第 10 条に基づき、1 年に 1 回、活動報告をいただくことになっております。ただ、先ほどちょっと申し上げなかったんですが、活動するに当たって、金銭的な支援は要らないという団体中にはありまして、そういうところには金銭的な支援をしないということもあります。団体から申請があって、支援をするというやり方になってございます。

今回、杉並区まちづくり協議会として認定されれば、年に 1 回、まちづくり協議会活動報告書をご提出いただきます。

また、認定後の活動を通して、まちづくりのルールの策定や、まちづくりをこのようにやりたいといったまちづくり構想の提案を区にいただけると、私どもとしても、認定をして活動していただくかがあるということでございます。

委員 関連しますけれども、既に 5 協議会があるわけですね。例えば成田なんていうのは平成 15 年ですから、もう 6 年ぐらい活動されているところだと思いますけれども、今の話として、具体的な成果がどうなっているか、どんな感じの活動がされているのですか。

まちづくり推進課長 まちづくり協議会によってその活動状況もまちまちでございまして、例えば成田西 3 丁目のまちづくり協議会ですと、ご指摘のようにかなり長い期間活動をされています。ただ、この成田西については、まだ地域の方の中でいろいろご相談をしているという状況で、区のほうに何らかの形でまちづくり構想などのご提案をするまでには至ってございません。

そのほか、久我山ですと、もう少し違う活動があったり、桜上水とか、下

高井戸につきましては、どちらかという、京王線沿線ということもございまして、今回の芦花公園に近い先ほどご説明がございましたが、京王線の立体化なども見据えて、世田谷区の方々と一緒にまちづくりの協議をしているというような状況でございます。

委員 隣の区と一緒に活動すると思うんですね。区間の協調関係はどんな具合になっているのでしょうか。

拠点整備担当課長 私から説明いたします。今、下高井戸で杉並区認定のまちづくり協議会が活動しておりますけれども、世田谷区の方々と連携して、別に杉並区民、世田谷区民ということではなくて、1つのまちを考えましょうということで、特段、看板を背負ったみたいな形での議論というのは全くございません。うまく活動しております。

あと、支援については、下高井戸の協議会、あるいは桜上水の協議会について、世田谷区と協定を結んで一緒に支援していくというような形にはなっております。

会長 それは区役所間の連携も同時に図られているし、協議会としての連携も図られていると。協議会みたいな組織ですと、会計上のいろんな問題とか、何かややこしいですね。同じピラ1枚つくって、どっちにお金を払うとか、希望としては余りうるさいことを区が言わずに、おおらかにやっていただけるといいですけども。

質問ですけども、お金は使い残しても一向に構わないし、そんなに細かい、最後の1円まで使えとか、そういうお話はないという理解でよろしいですか。

まちづくり推進課長 区のほうから助成した場合には、杉並区まちづくり助成要綱第7条にありますように、講師謝礼、資料作成、広報活動費、消耗品や書籍の購入といったものにお使いいただけます。あと、世田谷区と一体ですので、世田谷区側も杉並区とは若干制度が違いますので、同じような支援をしているわけではありませんが、両方で支援をしておりますので、それでうまく世田谷区側と杉並区との一体の協議会としてうまく運営できれば、私どもも経費としてもきちっと支援させていただきます。

委員 協議会の当面の目途としてどういうことを目指されているのですか。まちづくりのルールをつくるのが目途なのか、先ほど禁煙というような話がありましたけれども、当面、最初にこういうものをやっていきたいというもの

があったら、具体的に教えていただければと思います。

申請者 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、まちづくりに必要な調査、研究を行うということで、実は先ほど説明の中にもございましたが、世田谷区では芦花公園駅の横の通り、千歳通りと申しまして、その周辺、道路沿いをかなり計画的にまちづくりを行っております。建物は何メートルぐらいにしたらいいのではないかとか、そんなことで、それが芦花公園のところまで切れてしまうということで、できれば国道 20 号線のバイパスまで何とかそういうのができれば、芦花公園の駅の風景も今までとは全然違う雰囲気になってくるのかなということもあります。

そのところで、住民の方は、例えば商店街とか、住宅街とか、いろんな意見があろうかと思えますけれども、そんな中でこれからどういう方向に進んでいくか。まだ幸い、周りに畑なんかもあって、少し空いているところもありますので、そこをどんなふうに皆さんに協力していただくとか、そんなことも出てくるということで、これから先、ある意味では非常に楽しみなところがあるかと思えます。

会長 道路を広げるようなお話は当面いろいろ議論していったって、そういうものを中心に構想が描かれて、実際の事業はそれぞれの区にお願いするとか、かなり大変な作業ですね。地権者さんだけが建築協定を結ぶとかいうのならばそれで終わると言っては変ですけども、住民だけの問題で基本的に済みませけれども、これは公共事業も絡んでくると、かなり時間もかかるようにも思いますし、利害もいろいろ出てきますでしょうね。

副会長は地元なので、何かありましたら。

副会長 桜上水にありますし、かなり日常的にそのあたりにいますので、桜上水の動きについては私もある程度いろいろ情報提供もされていますので、存じています。また、芦花公園についても、実は今度、URの団地がかなりきれいになりまして、あれの再開発の審査委員会の委員だったりするものですから、そういう意味でも芦花公園も少し存じ上げているところで、あれも1つの契機であろうと。反対側が駅広も含めてかなり整備されてよくなる。京王線の高架そのものはどのくらいのタイミングになるかはわかりにくいと思えますけれども、ある意味でこういう動きを進められるということは非常によろしいんじゃないかなと思っております。

あと1つ、逆に今度質問がございまして、助成については3年間となっておりますね。恐らく協議会の活動は3年で終わるという性格のものではないように思うんですけれども、この3年というのがどういう根拠と言うとちょっと大げさですけれども、言ってみれば、この先は自分たち「ジャンプコース」の最初のところとはとにかく支援するけれども、後は自分たちでやれということなんでしょうか。

まちづくり推進課長 去年、まちづくり条例を改正する作業を区の中で行ってまいりましたが、そういうご支援の制度についてはご意見をいただいたのでございます。協議会が活動して、一定の成果物ができる期間としては、3年間というご議論もあって、区からのご支援は3年間で一応区切りとさせていただいたという制度設計になってございます。

確かに、その後はどうするんだということでございますけれども、今お話しのとおり、引き続き活動されるのであれば、今度は自力で、今回の協議会でも会費などをお集めになっていらっしゃるんですけども、やはり自分たちの力でその後は運営をしていただきたいということで、今回お示ししているほかの5団体でも、かなり長い、3年以上超えている団体につきましては支援は打ち切りにさせていただいております。

都市計画課長 　　あともう1つ、これとは別に、まちづくり推進課長から説明のありました杉並区まちづくりコンサルタント派遣制度の中で、杉並区まちづくりコンサルタント派遣要綱第7条(2)及び同要綱第10条に基づき、まちづくりに関する計画案の策定に関して、1団体1回に限り、計画案の策定に要する費用を補助しております。

会　　長　　そうすると、確認ですけれども、認定された協議会の認定というのは、取り下げというか、解散届でも出ない限りは原則的にずっと続いておるということだし、今の資料作成や調査が5年目に必要があつてつくるかもしれないということもあるし、先々、またどうしてもある程度の助成でこういうことをやりたいというのがあれば、一たん切れて、そのときの予算次第でしょうけれども、また再びとか、その辺も柔軟かつ試行錯誤を続けてというのが当面ですね。ただ、一応、ある種の契約事項であるので、3年間は要望があればお出しする制度に設計されているということかと思えます。

どうぞお願いします。

委　　員　　協議会のことについてお聞きしたいんです。こちらにある芦花公園駅周辺

地区街づくり懇談会というのと、今回の杉並区のまちづくり協議会との関係は、この世田谷区と一体の協議会があって、その中の一部が杉並区なのか、世田谷区、杉並区はまるっきり別で、芦花公園には今2つの協議会が存在しているのか、その辺のところをちょっと確認してお聞きしたいと思います。

あと、全体の計画を打ち合わせされるときに、理事会とかがあると思うんですけども、そういうときの世田谷区と杉並区の役員の割合といたしますか、話し合いのときのその辺のバランスをどのようにやられているかお聞きしたいんです。

会 長 1つは、両区の住民の方々がつくる組織が、ここでも懇談会という名前とか、協議会という名前とか、一体の協議会の中の一地区協議会という位置づけなのかといったような、全く別のものが連携してやるのかといったような組織の関係が1つと、どちらにしても、運営上、世田谷区と杉並区と一緒に住民の皆さんが議論しなければいけないときに、それぞれどういう代表者がどんな割合で出て議論を進めるという感じなのかというあたりについて、ご説明願います。

申 請 者 会員が70名ほどございます。それは入会金をお支払いしていただいたということで、70名ほどございまして、そのうち杉並区域から12名です。ということで、大体6分の1ぐらいです。面積的にも、世帯数でも大体6分の1ぐらいで、6,000世帯に対して杉並区のほうが1,000世帯で、うまくバランスがとれたなということで進んでおります。

拠点整備担当課長 懇談会が発展的に解消して協議会になったということです。あとは、杉並区と世田谷区の方々が一緒になっていますから、1つの協議会ということになります。

会 長 今、申請者の方からお話のあった70名で1つの協議会になっているということですね。

申 請 者 はい、そうです。

会 長 それで、我々は世田谷区の方まで認定するわけじゃないですね。その辺がちょっと複雑ですけども。そうすると、そういう形式上、1つの協議会で、当然、役員さんもある地域バランスできっとお出になって、我々は協議会のうちの切り取った部分を杉並区として条例上認定したいというようにとれますね。

委 員 そうすると、これは世田谷区まで含めた全体の協議会の会長が さんと

いう理解でよろしいんですか。

申請者 いや、私はそうじゃなくて、副会長ということで、杉並区から2名役員が出ています。それできょうは出てまいりました。会長さんは世田谷区のすぐ隣の町会の会長さんがやっています。

委員 もう1つ伺いますが、名称の「芦花公園駅周辺地区街づくり協議会」というのは、世田谷区のほうもそういう名前ですか。

申請者 はい、そうです。一緒ですから。

委員 それで、全体の会長は別にいらっしゃるということですね。わかりました。都市計画課長 ちょっとしつこいようですけども、地元の住民組織は1つです。ただ、世田谷区にはこういうまちづくり条例の協議会の認定制度がありませんので、杉並区のまちづくり条例があって、その一体の組織の中の杉並区のエリアの部分について、杉並区まちづくり条例を適用して認定をさせていただいて、杉並区の支援をするということでございます。

会長 杉並区認定部分協議会代表の さんという、詳しく言うと、そういうことだと。

都市計画課長 それで、世田谷区はこういう認定制度はないんですけども、独自にまちづくりに対する支援は世田谷区にありますので、そういうやり方が行政によって違うんです。それを先ほど拠点整備担当課長から申しあげましたけれども、世田谷区と杉並区で協議をして、地元の皆さんにどう支援をするかを話し合った上で、杉並区はこのまちづくり条例に基づいて支援しますし、世田谷区はこの条例とまた違う条例がございますので、それに基づいてそれぞれ支援していくこととなります。それをどういうふうにするかは、きちっと足並みをそろえてやっていくということでございます。

委員 ちょっと私から規約について質問と意見が2～3点あるんですけども、そういうことであると、世田谷区のほうの協議も当然経ないと、この会則をどうするかとかいう話にはならないかと思いますが、一応参考までに質問させていただいて、意見を言わせていただきたいと思うんです。

会則のことなので、ちょっと細かい話になって申しわけないんですけども、まず、質問として2点。1点目は、第6条の運営委員の選出、25名の運営委員を選びますというのがありますね。それで、運営委員は総会で選ぶと。それから、その第6条の2には、「役員は運営委員の中から選出する。」と書いてあります。ここだけを読むと、運営委員がまず選ばれて、運

営委員の互選で役員を選ぶのかなという気がちょっとするんですけども、一方、第8条の総会のところの2を見ると、総会というのは役員も運営委員も選出すると書かれています。どっちのかなと。やっぱり総会で運営委員も選び、さらにその後で役員も選ぶということのかなというのが1点目の質問です。

それから2点目は、第10条、運営の3のところ、総会とか街づくり検討会は原則公開として、公開だからいろんな会員以外の人も来ると思うんですけども、その人にも、協議会が認めた者は意見を述べる事ができますと書いてあるんですけども、本当に会員以外の者も総会とか街づくり検討会に呼んで、オープンにして意見を述べさせるんですかという質問です。大変結構なことだと思うんですけども。

というのは、その前の運営委員会というところに、運営委員会は、必要に応じて会員を対象とした街づくり検討会を開催すると書いてあるんですね。会員を対象として街づくり検討会を開催すると書いてあるので、会員だけでやるのかなと思ったんですけども、そうじゃなくて、いろんな人が入ってきても良い、自由に意見を述べても良いということでこの会則が決められているんですかというのが2点目の質問になります。

続けて意見ですけども、総会の第4項に、決議ができる要件が書いてあるんですね。「出席会員の過半数以上の採決により決定する。」と書いてあるんですが、総会が成立する要件は書かれていないんですね。通常であれば、総会というのは会員の委任状を含めた過半数が出席するとかというのが成立要件になると思うんですけども、それが書かれていませんので、ここは会員がほとんど出席しなくても、総会は成立するよというふうになってしまうわけですね。ということで、やっぱり成立要件は書かれるべきじゃないかなという意見です。

同様に、次の運営委員会も理事会みたいなものだと思うので、ここも成立要件がないんですね。ここはなくてもいいのかもしれないけれども、少なくとも総会は成立要件が必要じゃないかなと思います。

以上、細かいことで申しわけないんですが、質問2点と意見が1点です。ありがとうございます。

会 長

最後の点は、申請者の方も区のほうもちょっと記憶にとどめておいていただいて、確かに総会の成立要件があって、そうすると、委任状が出てい

るから議決事項はそこに出席した人の過半数で決まるとか、あるいは委任状というのは一般に「議長に一任する」とかというような書き方をしますよね。あるいはだれそれに一任するとか。その辺はちょっと記憶にとどめておいていただいて、いずれかのときに、もし改正なんていうときは、運営委員会の成立条件も含めてご検討いただきたい。

さて、最初のほうの2つがご質問で、最初のは運営委員は総会で選ぶようにも見えるし、役員会で選ぶようにも見えるし、その辺がどういうことかというご趣旨でしたっけ。

委員 役員が運営委員の互選というふうにも読めるし、総会で決めるというふうにも読めるし、どっちなのでしょうかと質問です。

会長 その辺はどちらだったんですかね。

拠点整備担当課長 私も総会を見学させていただいて、そのときの決め方としては、総会で運営委員も役員も両方決まったということでございます。

会長 第6条の2は、あくまでも役員が運営委員会の中から選出されるものであるということを書いてあるだけであって、選出するんだけど、決定は総会であるという読み方ですね。わかりました。今のご質問、2つともよろしいんでしたっけ。

委員 結構です。わかりました。

もう1点は、街づくり検討会というのは公開でやられて、自由に意見を述べさせるということによろしいんですか。

拠点整備担当課長 下高井戸の例で見させていただいたときは、まちづくりの運営委員会というのはまちづくりの実際の検討をする場であって、基本的には同じ方が議論し合って、積み重ねて結論を出していくと。ただ、見学に来られた方もある程度自由に意見を言えるということで、基本的には運営委員の方々がまちづくりの検討をしていくというのが、下高井戸ではそのような形でございました。

委員 わかりました。

会長 そういう原則公開というあたりも、一応「原則」と書いておいたほうがよからうということで、きっと書かれた条項だと思いますけれども、運営は実際、過去の例でも、大変開かれたことで実行されているということで、委員のご意見もそうしていただきたいけれどもという前提でのご質問でしたので、よろしゅうございますね。

大分理解が深まりましたけれども、そのほか何かお気づきの点等々、ご意見でも結構であります。

委員 意見というか、希望なんですけれども、この杉並区部分、とても狭い地域ではありますけれども、かなり規模の大きい生産緑地がありますね。さんご自身も農業を営まれておられると承知しております。それから、さんの農地もおありになるし、さんのご自宅もある。とても農業に縁の深い地域だと思うし、現に規模の大きい農地があるということで、この会の目的に書かれている潤いのある街づくりのために、農地というのはとても貴重な資源ではないかなと私は思いますので、ぜひ農地を生かしたまちづくり構想というものを考えていただけたらなという希望です。

会長 大変いい意見をありがとうございました。

委員 この地図を見ますと、たまたまでしょうけれども、南側にえらく寄ったのが多いんですね。これは偶然なのかどうかわかりませんが、杉並区全体として南のほうにまちづくり協議会がいっぱいあるということがあるわけです。これも区に対するご質問ですけれども、協議会設置について、区側で何か町会に働きかけるみたいなことがあるのかどうかというのがまず1つ。

それから、具体的にそれぞれの地区に都市計画マスタープランみたいな上位計画が幾つかありますよね。そういうものが一方でありながら、こういう協議会の中でいろいろ自由な議論をして、住民主体でまちを考えていくという話の中で、区として何かそこにかかわり方というのは、例えばここにはどこにも書いていないんですけれども、補助金は出すけれども、内部についてはどうぞご自由にご議論くださいということなんだと思うんですが、何がし、よくも悪くも少し意見交換をするなりというようなことは考えておられるんですか。

都市計画課長 まちづくり条例を今般大幅に改正いたしました。来年度以降、都市計画マスタープランも杉並区は見直す予定でございます。その辺、委員の意見は行政の課題だと思っていて、これまではマスタープランでゾーン別に分けてまちづくりの方針を示していたんですが、それと具体の住民活動とマスタープランをどう結びつけるかということと、それともう1つは、今回、3パターンに協議会が分かれたので、地区指定型まちづくりと市街地整備型というところが明確になりましたので、行政がきちっと先導役といえますか、まちに入ってお声をかけていくタイプだとか、地元の方が自主的にやっ

ていくタイプだとか、その辺はめりはりが多分ついてきますので、行政も具体的に区民の方にどういうふうにかかわってやっていくかというところはちょっと検討していかなきゃいけないと考えております。今までもやってきましたけれども、その辺のめりはりは必要かなと思ってございます。

会 長 また地区指定型まちづくり協議会は誕生していないのですか。区としてもぜひ地元で頑張ってもらいたい。区の都市計画の目標、まちづくりの目標上もその地域が大事であるというようなときに、地元働きかけてということですか。

都市計画課長 確かにまちづくり条例は地区指定型という協議会を新しくつくりましたので、地区指定ということですから、やはり区の行政側がどういうまちにしていくのかははっきり方向性を示した上で、どういう形で区と住民の方が協議して一緒にやっていくかはちょっと課題かなと思います。あと、指定自体も今後どういう形でしていくのかということも宿題になっているのは事実でございます。

委 員 今のお答えだろうと思うんですが、基本的に今の幾つかの協議会のパターンも含めて、行政と住民の関係みたいなものが少し見えてくると、話がわかりやすくなるかなという気がしますね。

会 長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。おおむね状況は認識されたということでよろしゅうございますか。この条例が改正されて、第1号ということでしたので、制度そのもののほうのご質問が多くて、説明いただいて、別のことを区に聞くようなことが多くて、 さんには大変失礼いたしましたけれども、だんだんわかってくるかと思えます。

それでは、意見も含めて、今後の運営にぜひ協議会並びに区が頑張ってもらっていただくことを期待しつつ、条例としての、条例上の協議会として、市街地整備型まちづくり協議会として認定することに賛成するという結論でよろしゅうございましょうか。

<委員の同意>

ありがとうございました。

では、区長にその旨を答申します。どうもありがとうございました。

それでは、この件の議事は終了いたします。

次の案件に移ります。第10回杉並区「まち」デザイン賞の募集について

の報告をお願いします。

まちづくり推進課長 では、私のほうから、第 10 回杉並区「まち」デザイン賞の募集についてご報告をさせていただきます。

こちらはこれまで9回ほどやってまいりましたけれども、区の自然や歴史、文化などをみどり豊かな住宅都市として継承して、魅力あるまちづくりを進めるために、区民の皆様の目から見て、まちのデザインとしていいなというようなものをご推薦などをしていただいで、デザイン賞を差し上げてまいりました。そういう意味で、景観に対する区民の意識を高めるために、啓発事業として今回第 10 回の「まち」デザイン賞を募集するものでございます。

こちらは、景観条例第 27 条の表彰制度がございしますが、そちらを根拠として今回行うものでございます。

その目的は、今申し上げましたような自然や歴史などの環境に調和して、杉並らしいまちなみの形成に寄与している建築物などを「まち」デザイン賞として表彰するということでございます。

今回、キャッチフレーズとして、「ドキッ！！発見まちの『顔』」ということで、対象は一戸建ての住宅、集合住宅及び商業建築物、それから看板なども含めた工作物、そのほか、まちなみづくりに貢献している地域活動、まちを保存しようというような活動があれば、そういう活動にも賞を差し上げるということで、まちなみづくりに貢献しているものを広く対象としてございます。

募集方法としては、推薦をする方法で考えてございまして、ご自身、所有者の方が推薦する場合と、まちを歩いている方から推薦ということでもお受けするようになってございます。

そして、選考でございすけれども、選考委員会というものを設置いたしまして、賞の選考をした後に、景観条例第 27 条で、表彰する際にはまちづくり景観審議会にご意見をお聞きする規定がございすので、ご意見をお聞きする予定でございす。

そして、選考委員につきましては、区内在住、在勤の景観に関するご専門の方を予定してございすますが、選任につきましてはこれからでございす。選考委員につきましては、できましたらまちづくり景観審議会の委員の方の中からも何人かお願いをしたいと考えてございすので、その節は

よろしくお願いたします。

そして、2番目といたしまして、今回は風景写真コンテストを同時に募集させていただきます。こちらは写真で、杉並の風景を撮っていただいたものをやはり区のほうへお送りいただきまして、「まち」デザイン賞に準ずる形で選考させていただきます。そちらにつきましては、区のほうで行う普及啓発活動などの際に、その写真として使わせていただければと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、募集を10月21日、本日からスタートいたしまして、少し長い期間でございますが、来年の6月10日に締め切りをする予定でございます。そして、選考委員会で選考していただきまして、まちづくり景観審議会にご意見をお聞きした上で、ちょうど1年ほど先でございますが、景観週間というイベントの時期に発表して、表彰させていただく予定でございます。

参考のために、募集のパンフレット、それから、前回、2006年に行いました第9回の杉並「まち」デザイン賞の当時のパンフレットを参考におつけさせていただきます。

ご報告は私からは以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

この件はご報告なので、ご質疑やご意見をいただいて、また今後役に立ていただくということになりますし、その選考委員の件は今日特に、まだずっと先でよろしいわけですね。

まちづくり推進課長 はい。今日ではなくて、また改めて結構です。選考自体が来年でございますので、またそれが近づきましたら、ほかの委員の皆様を含めてまとめてお願いするということで、よろしくお願いたします。

会 長 わかりました。

伺いますけれども、前回5人か6人の選考委員の方の紹介がありましたけれども、毎年全員かわるんですか。全く新しい人。あるいはずっとですか。

まちづくり推進課長 毎回同じ方にやっていただいたケースもございますし、全員が同じというのはほとんどございません。毎年やっていないものですから、期間が離れますと、もうできないという方もいらっしゃいますので、替わっていただいております。

会 長 催しは毎年ではなくて、何年かに一度なんですね。

まちづくり推進課長 はい。例えば前回ですと、2006年でございます。

会 長 それで10回もやっているということは、すごい続いているんですね。

まちづくり推進課長 もう少し詳しく申し上げますと、最初が平成元年でございます。平成元年から、実は最初のころは毎年やっておりました。3年までは毎年やってございました。その後、およそ2年から3年置きというペースでやってございますので、前回は18年、今回は21年から22年にかけてということで実施しているものでございます。

会 長 そうすると、地域の大学から離れて別の大学へ行かれる先生もいるしとか、そういういろんな事情があるわけですね。

まちづくり推進課長 はい、そういうことでございます。

会 長 どうぞご質疑なり、これから長丁場の運営ですので、その辺のご意見、アドバイスなどありましたらお願いいたします。

委 員 これは、風景写真の中に人の家などが入った場合は、応募するときはその写った家の方の了解を得ないといけないんですかね。

まちづくり推進課長 そこまでは求めてございませんので、ご自由に撮っていただいて、応募していただく分には構わないと思っています。ただ、表彰をして、公表する際には、やはり写っている方のご了解を得る必要があるかなと思っております。

委 員 対象に工作物が入っておりますが、実は鎌倉市で同じような制度がありまして、賞の募集をしたんです。特に看板をテーマに募集しましたところ、屋外広告物条例に抵触している看板が大体2割から3割方あったようなんです。景観的にはそれほど否定できるものではないものもかなり含まれていたようですけれども、賞の選考に当たって事前にそういうチェックをなさるのかどうかということが1点です。

あと、これは意見ですが、杉並区の「まち」デザインということを考えるに当たって、植物のみどりが果たしている役割が非常に大きいように思いまして、今、この中では工作物の1つに植栽というのがサクッと取り上げられているというような状況にあるんですけれども、ここをもう少し強調してもよろしいのではないかと感じました。

会 長 2つともご意見と言えればご意見ですけれども、屋外広告物あたりはどうか。

まちづくり推進課長 まだそこまでは私どもも頭が回ってございませんでしたが、そういう事例

もあるとわかりましたので、選考に当たっては十分注意をして、例えば広告については明らかに違反をしているものはまずいと思いますので、広告の担当セクションと十分事前に打ち合わせをした上で選考をさせていただきたいと思います。

また、みどりにつきましては、これまでも生け垣、あるいは1本の樹木をご推薦していただいて、実際に賞を差上げたケースもございます。今回、ちょっとインパクトとしては、確かにご指摘のとおり「みどり」というので前面には出してごさいませんが、事例としても並木道なども出しておりますので、応募していただけるものと考えてございます。

委員 質問と意見なんですけれども、対象の4番目の「『まちなみ』づくりに貢献しているもの」というのがちょっとあいまいなんですけれども、これまでの事例で例えばどんなものが入るか、もう少し明確にさせていただきたいということです。

あと、意見として、単品を表彰するというのは1つよいことだと思うんですけれども、まちを考えると、やはり景観の中でどう見えるかということで、周りとの兼ね合いですぐれているものですか、通りですとか、もうちょっとまとまった見方というものも少し考慮に入れてもよいのではないかなと思います。

会長 ご質問とご意見です。地域活動は団体と書いてありますけれども、例えば具体名でこんな団体ということでもいいですけれども、

まちづくり推進課長 「『まちなみ』づくりに貢献しているもの」ということで、確かにあいまいでございますけれども、今までですと、やはり団体のような形で、かなり古い例でございますけれども、「つぼみの会」という活動団体がございまして、そういうところを表彰させていただいたケースがございます。残念ながら、今までの事例で申し上げますと、そういう地域活動的なものはそれ1件だけでございます。

会長 今のは何か花壇をつくる団体とか、そんな感じですか。つぼみという名前だと。

まちづくり推進課長 具体的に申し上げますと、当時、神田川沿いに、おっしゃるとおり花壇みたいなのがございまして、遊歩道沿いに花を植えたり、手入れをしたりする団体がいて、自薦なのか、他薦なのか、はっきり記録がないのでございますが、そういうところが活発な活動ということで表彰させていただいた

ケースがございます。

会長 どうぞほかにもご意見なり、アドバイスも含めていかがですか。

せっかくですから、例えば区役所でもグリーンネットが夏ありますね。ああいった環境絡みの問題が今後大分出てくると思うんですよね。太陽光パネルが余りみっともなくていいでも、あれにふたをしてしまったらだめだけれども。そういった環境関係でも同じような、それから今のみどりを育てるとか、花壇コンクールみたいなものはほかの自治体でもやっていますけれども、つまり、まちなみデザインや活動とちょうど重なり合っているちょっと別の領域なんかにも、何かこういう表彰とか公開制度があるんでしょうか。

まちづくり推進課長 名前だけで申し上げますと、「すぎなみ環境賞」というのがございますけれども、見た目というような意味での、景観の側面での表彰とはちょっと違うかなと理解をしております。

会長 むしろ団体活動とか、小学校が一生懸命頑張ったとか。なるほど。じゃ、多少重なるけれども、うまくすみ分けているという理解でいいですね。

まちづくり推進課長 ただ、景観のほうも環境面もやはり今後は重視していかなければいけないという面がございます。例えばみどりがまさしくそうでございますけれども、すぐれた環境づくりと景観づくりがそれこそうまく一致しているものが出てくれば、もちろん表彰させていただきたいと思います。

会長 芝生の校庭とか、透水性の駐車場とか、見た目もいいし、環境にも役立つみたいなものがきっとあるんでしょうね。いいことですので、ぜひ。余りあれこれ我々が言い過ぎちゃうと、何だかだんだんやらせみたいになってきて、無理に選んじったりするのもあれですけども。

この件で何かほかにもございませんか。次の機会でも、思い出したことがあれば言っていただくと、随時言っていただければ、運用がうまくいくと思いますけれども、このご報告はよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、きょうの議事に係るものはこれで終了でよろしいですね。

委員さんからほかにも何か思い出されたご発言があればどうぞ。よろしいですか。

では、事務局のほうから、その他事務事項のご伝達をお願いします。

まちづくり推進課長 では、ご審議、それから貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございます。

ございました。

次回、第3回まちづくり景観審議会は、既にご案内をしておりますが、平成21年12月10日(木曜日)午前10時からでございます。場所は同じこの第1委員会室を予定しております。

議題でございますが、杉並区景観計画(案) 前回、第1回でご説明をさせていただきましたが、その後、ご意見もいただきましたし、現在、区民意見提出手続きということで、パブリックコメントをしております。その結果も踏まえた上で、まちづくり条例に基づきまして、景観計画の案を諮問させていただき予定でございます。後日、事務局のほうから改めて開催のご通知と関係する資料などをお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

今回は、1週間前ぐらいには送ってくださって、きょうのも事前によく読んでこなきゃいけないというのは当然としても、より一層、景観計画そのものが全部出てくるわけですね。

まちづくり推進課長 前回、第1回まちづくり景観審議会でご説明をしたものの修正をして、全てまたご覧いただくようになります。

会 長 そうですね。ぜひ事前にお読みいただいて、当日ご意見をいただければと思います。

それでは、ほかになかったら、これで終了とさせていただきたいと思います。どうも長時間、ありがとうございました。

了 (16時15分)